

受講手続き案内

高所作業車運転技能講習

【2日間コース】

佐賀労働局長登録1-11
有効期間満了日 令和11年3月30日

高所作業車の運転については、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の業務につかせる場合は、労働安全衛生法第61条により高所作業車運転技能講習の修了者でなければ就業できません。

- ① 講習日 申込書のとおり
② 場所 学科、実技とも：当協会講習場（小城市三日月町堀江1721 電話0952-37-8277）
- 2 定員 各20名(定員になり次第締め切ります。但し5名に達しない時は中止になる場合があります。)
- 3 2日間コースは、次のいずれか一つの資格を持っている方が受講できます。

- ① 移動式クレーン運転士免許所持者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- ② 建設業法施行令（昭和31年政令第273号第27条の3）に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
- ③ 自動車運転免許(普通自動車運転できる免許)の所持者
- ④ フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械《整地・運搬・積み込み用及び掘削用・基礎工事用・解体用》、不整地運搬車のいずれかの運転技能講習修了者

(免除を受けたい方は、資格を証する修了証、免許証等の写しを申込書に添付のうえご提出ください。)

- 4 講習科目・時間・受講料（申込書の2ページ目に掲載）
- 5 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）
- ④ 3の①～④の免許証か修了証の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）

- (1) 持参の場合：当協会窓口で「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。

(※FAXは、高画質で（解像度を上げて）お送りください。)

(※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの「ネットから講習申込」から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したものの（申込書の次頁に掲載）と一緒に受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。